

自殺総合対策の推進に関する有識者会議

第2回議事録

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第2回） 議事次第

日 時：令和元年9月25日（水）10:00～12:00

場 所：TKP新橋カンファレンスセンター

（東京都千代田区内幸町1丁目3-1）

開 会

議 題

- ・座間市における事件の再発防止策について
- ・若者自殺対策の現状と取組
- ・その他報告

閉 会

○椿座長 おはようございます。

それでは、まだ全員おそろいではないようなのですけれども、定刻となりましたので、ただいまから第2回「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今回も前回の会議に引き続きまして、私、椿が議事進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、生越委員が業務のために御都合がつかず、欠席となっているところです。

それでは、早速議事に入らせていただければと思います。

本日は、先般非常にたくさんのお話を紹介していただいたのですけれども、少し絞り込むということをしていただきまして、委員の皆様にご議論いただければと思っているところです。

まずは、議題①「座間市における事件の再発防止策について」。

平成29年12月の関係閣僚会議以降、各府省において取り組んできた再発防止策について簡単に説明していただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お手元に配付資料があるかと思いますが、配付資料の順番に従って、総務省のほうから御説明いただければと思います。

総務省、よろしく願いいたします。

○総務省 総務省です。

手短ということですので、資料1の1ページ目のみ説明させていただきます。

総務省の取組として代表的な取組は、通信事業者及び団体に対して、自殺を誘引する書き込み等について適切な対応、代表例としては適切に削除するよう要請を行っております。平成29年には二度の要請を行ったほか、定期的に代表的なSNS事業者に対し、取組状況のヒアリングを行いまして、引き続き適切に対応するようにコミュニケーションを図っております。

簡単ですが、以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑は最後にまとめてやりたいと思いますので、続きまして経済産業省、よろしく願いいたします。

○経済産業省 経済産業省でございます。

経済産業省の取組は、その次の資料2の1枚紙の表裏にまとめております。こちらも詳細は省きますけれども、大きく3つの取組を行っておりまして、1つ目が先ほど総務省のほうからも出たSNS事業者等への働きかけということ、2つ目も他省庁との協力のもとですが、教育啓発相談の強化、そして、3つ目が改正青少年インターネット環境整備法にかかわる部分ということで、大きく3つの取組を行っております。

3つ目に関しましては、大手の業界団体等への働きかけという部分で、事業者を通じた

貢献というのをさせていただいているところでございます。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

続きまして、警察庁、お願いいたします。

○警察庁 警察庁です。

警察庁につきましては、お手元の資料で大きく5つの項目を推進させていただきました。

追加、補足させていただく事項といたしましては、件数が書いていないところがございます。お手持ちの資料の1ページ目の1番、右側の〈取組〉のほうで、インターネット・ホットラインセンターに自殺の誘引・勧誘情報の削除依頼をプロバイダーにしてもらおうといった事業を平成30年1月から行っています。平成30年1月22日からの数字になりますが、平成30年中の削除依頼件数は2,466件あったということをお場で報告させていただきます。他は資料のとおりでございます。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

お配りしております資料4になります。

手短にということでしたので、端的に資料の中身について説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、右下に2と書かれている資料から内容に入ります。文部科学省では、近年の若年層のコミュニケーション手段の変化であったり、議題にもなっております座間市での事件もございましたので、平成30年3月にSNS等を活用した相談体制の構築に関する最終報告を取りまとめ、平成30年4月に各教育委員会に通知をしたところでございます。相談体制のあり方等について、本報告内にて示し、各自治体においてSNS等を活用した相談体制の構築に生かしてもらっているところでございます。

もう一枚めぐりまして、ページ数がございませんが、4ページが来年度の概算要求版の予算ポンチ絵となっております。

5ページとなっているものが、今年度に文部科学省で実施しております補助金の事業にて支援させていただいている28自治体の一覧となっております。4月時点の情報となっております。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

後ほど文部科学省の資料については、もう一つの部分を使っておいただくことになっていくと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官 厚生労働省でございます。

資料5の表紙をめくっていただきまして、2ページにまとめてございます。ここにあり

ます3つの取組をしてまいりまして、そのうち(2)のSNS相談は若者の相談ツールとして効果が出ておるのですけれども、利用しているのは女性が9割ということで、男性の支援に必ずしも結びついていない部分もありますので、そこが課題だと考えてございます。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、法務省、よろしく申し上げます。

○法務省 法務省でございます。

法務省は、資料6のほうを配付させていただいているとともに、お手元に啓発冊子のほうをお配りしております。取組については資料6に記載のとおりでございます、1点だけ補足させていただきます。

相談体制の充実ということで、その取組として、全国の小中学校の児童・生徒に対して、料金受取人払いの便箋と封筒を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」というものを配布し、手紙による人権相談に応じております。届いたミニレターについては法務局職員と人権擁護委員が全てに目を通し、一通一通返事を書いております。こういった取組を通じて、いじめを苦しめた子どもの自殺予防に対する取組を行っております。

配付させていただいております冊子でございますが、資料6の下の方に記載しております啓発冊子でございます。詳細は割愛させていただきますが、中身を追って御確認いただければと思います。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に内閣府、お願いいたします。

○内閣府 内閣府の青少年担当でございます。

内閣府の青少年担当では、お手元の資料7になりますが、私どもで所管しております子ども・若者総合相談センターにおきまして、インターネットを活用した相談体制の導入等につきまして、その体制の整備の検討を進めるなどしているところでございます。

もう一つ、有害環境から若者を守るための対策、取組といたしまして、改正青少年インターネット環境整備法は、フィルタリングの説明や設定を原則義務化するものでございますが、これを早期施行したところでございまして、平成30年7月にはこれに基づく基本計画を改定し、フィルタリングのさらなる利用促進について規定しております。また、座間事件を踏まえた対策の推進について、毎年フォローアップによりその状況を確認するなどして、施策を進めているところでございます。

内閣府からは以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

非常に簡潔にまとめていただきましたけれども、ただいまの各府省からの説明、資料等について、御質問あるいは御意見などがあればよろしく申し上げます。

清水委員、よろしく申し上げます。

○清水委員 ライフリンクの清水です

今、簡潔に御説明いただいたのは大変ありがたいのですが、若干簡潔過ぎた部分も私自身は感じました。例えば総務省、経済産業省の取組は、取組を実施されたということは当然そうなのだろうと思うのですが、実際に数字がどうなっているのかとか、あるいはこの取組を実施するに当たっては、当然何か問題意識があったからこういう取組をやっているのだと思うので、その問題意識に沿った形でこの事業がうまく進められているのか、そして、評価がどうなっているのかということ、我々としては確認する必要があるのではないかと思います。

○椿座長 それでは、総務省、よろしくお願いたします。

○総務省 まず、資料1の1ページ目でございます団体等に対する要請につきましては、当然問題意識としては、サービスの利用規約約款に自殺を誘引する書き込みについては削除しますと明確に書いていない事業者がそれほど多くなかったというか、明確に書いてある者が100%ではなかったというところで、そういったところを明示的に書いて、必ず削除等の対応をとるようにしてくださいというお願いをしております、正確な数値をここには書いていないのですけれども、当然明示している率というのは上がりまして、その後も定期的にフォローアップを行っております、「何か問題はございますか」ということを定期的に団体に聞いたり、主要なSNS事業者に対してはもっと密にコミュニケーションをとっております、しっかり対応するよにということを随時働きかけているということが詳細な御説明になります。

○椿座長 よろしいでしょうか。

経済産業省も関連の取組をやっているわけですが、いかがですか。

○経済産業省 経済産業省です。

経済産業省のほうの先ほど御説明した3つの取組で言いますと、おそらく1つ目に関してが最も重要かと考えております。当然座間市における事件もSNSで起きたものですので、そういった中で当省としては、SNS上で自殺を助けないしあおるような書き込みであるとか、あるいはユーザー側が「自殺の方法」などと検索し始めたり、そういったふうにSNSが自殺の誘因になってしまうことを防ぐ必要があるという問題意識で活動を行いました。

今回、ツイッター社というところを主にフォーカスしていますが、例えばツイッター社でどういう成果といいますか、定量的にどういった変化があったかといいますと、平成29年度段階から取り組まれていることではあるのですが、「自殺」みたいな形で検索を行ったユーザーに対してNPO法人の連絡先が表示されるような、要は、自殺の検索結果より先に相談センターのURLが表示されるような仕組みというのをツイッター社のほうでつくっているというのが1点。

もう一点が「報告チャンネルの強化」というところです。これは、1ページの最後の行にちよろっと書いてあるだけで申しわけないのですけれども、これは自殺だけではなくて、例えば児童の性的搾取とかほかのテーマも含んでですが、規約違反のコンテンツをユーザーが簡単に通報できる仕組みというのをツイッター社のほうで整備したと聞いております。

具体的に言うと、例えばそのアプリの中でそういった通報を可能にしたことで、報告された後の対応時間というのが60%減った。要は、かなり迅速に対応できるようになったとツイッター社から報告を受けておりますし、または自殺幫助を含む悪質なアカウントに対する24時間以内の処置数が3倍に増加した。より多くの有害アカウントに対して対処ができるようになったとツイッター社からは聞いております。

このように報告体制、アプリケーション上の報告の仕組みであるとか、あるいは報告が行われた後の対応の仕組みというのをSNS業者のほうで整えてもらうことで、成果が上がっているものと認識しております。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

どういたしましょうか。関連した取組がありますので、警察庁からも一言御意見をいただきますでしょうか。

○警察庁 警察庁につきましては、先ほど数字を1カ所お示したところでございます。先ほど申しあげましたインターネット・ホットラインセンターによるプロバイダーへの削除依頼につきましては、平成30年1月からの取組ということで経年の比較ができていないところでもございます。

お時間いただきましたので、資料の3ページ目「5. 都道府県警察における取組の徹底」ということで、こちらは、平成29年に御案内の座間市の事件が起きる前からの取組ではあるのですけれども、当然自殺の緊急性、危険性が高い事案につきましては、一定の非常に厳格な要件ではございますが、プロバイダーの協力をいただきながら発信者を特定して、人命を救助しているところでございます。こちらも数字を載せてございますが、平成30年中は何とか74名の方を保護して、人命を救助したというところでございます。

警察庁は以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

ただいまSNS関係の話がかなり出ておりますけれども、委員の方々、何か補足して。

長瀬先生、よろしく申し上げます。

○長瀬委員 これが具体的になってきたので、成果が非常によくわかるので、今までのお話よりもずっと進んでいるような気がするのです。随分各省庁が努力してやっているのではないかなと思いますし、今の警察庁、経済産業省のお話も成果が一応出ている。

最初の総務省がフォローアップしたところは、どの程度の成果が出ているのか、ほかのところはどの程度か、全部教えていただけるとありがたいのです。

○椿座長 フォローアップ関係ですね。

○長瀬委員 はい。

○椿座長 各府省、よろしくお願いいたします。

○総務省 手元にデータがないのですけれども、確実に約款を整備する率は上がっていると思っております。

○椿座長 フォローアップの観点という意味では、もし補足することがあれば経済産業省、警察庁。

○経済産業省 ありがとうございます。

経済産業省としては、先ほど申し上げたようにツイッター社の報告チャンネルの強化というのを追っているところが主でございます。

○椿座長 現在、それを進行中ということですね。

○経済産業省 そうです。

○椿座長 警察庁、特にありますか。

○警察庁 特にございません。

○椿座長 わかりました。どうもありがとうございます。

SNS関係のいろいろな取組につきまして、せっかくの機会ですので、ほかに何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

順番に。

○伊藤委員 OVAの伊藤でございます。

警察庁においてパトロールを強化されて、業務委託も始めて成果が出ているというお話をいただきました。一部のSNSでは、いまだに集団自殺といったことを呼びかける投稿が確認できるというのも一つの事実だと思います。こういった投稿を全てなくすというのは非常に難しいわけですが、非常にスピーディーに対応することが必要不可欠だと考えております。

民間業者がいかかにスピーディーに見つけて報告をしたとしても、そのSNS業者側の対応が遅ければ当然遅れていくわけでございます。今し方御説明もありましたけれども、スピードが速くなっているという話もありましたが、実際に24時間程度ですと、どうもその前にこういった加害者を見つけてということもあり得ると思います。インターネット・ホットラインセンター等が通報したときに、例えば日中に即時対応できるような体制をつくっていくのかとか、即時体制というかスピード感を高めていくことが重要だと思うのです。そのあたりはどのように考えているかを御質問です。

○椿座長 これは、警察庁がよろしいですね。

○警察庁 インターネット・ホットラインセンターにおける即時対応の体制の確立ということでございますけれども、申しわけございません。その詳細は今把握していないところでございます。

参考の数字になるのですが、インターネット・ホットラインセンターのホームページ公表ベースになりますが、先ほど2,466件の削除依頼をしたと申し上げました。そのうち削除が確認できたものが73.6%に当たる1,814件という数字の把握はしております。もちろん迅速な対応をしているとは思いますが、その詳細については把握していないということで御容赦ください。

○椿座長 どうもありがとうございます。

削除に対する依頼はかけても、それに従っていただけないようなところも若干はあるということですか。長期的には、むしろ削除の依頼というのはそれなりの指示ということで考えてよろしいのですか。

○警察庁 ホームページ上なのですけれども、ちょうど削除依頼をかけて5営業日後の確認の数字と認識しておりますので、それを深く将来にわたって追跡して確認しているかどうかの点についても把握していません。

○椿座長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

生水委員、どうぞ。

○生水委員 ありがとうございます。

文部科学省が行っているSNS等の相談事業について質問させてください。

小学校、中学校は、市の教育委員会の所管となりますので、野洲市では中学3年で不登校の生徒については、市の教育委員会、市の関係機関、医療機関がメンバーとなって支援移行会議を開催し、卒業後、どこがかかわりを持つかという情報共有の場をつくっております。しかしながら中学を卒業して高校に進学しますと、今度は県の教育委員会の所管となりますので、高校を退学した生徒の情報というのは市には伝わってこないのです。そうすると、高校を中退した生徒にかかわる機関というのが把握できず、相談が必要な状態であったとしても、支援が届かない状況になっております。

高校中退の子どもについて、情報や相談支援が届くように市の教育委員会と県の教員委員会が情報共有するような仕組みが必要だと思うのですが、この相談事業の中で、厚生労働省が広く若者、一般を対象にしたSNSの事業であり、文部科学省がそれぞれの取組の知見を生かしていくということになると、こうした高校中退でどこにも所属しないような方々についてはどのような対策といたしますか、お考えがあるかを教えていただければと思います。

○椿座長 なるほど。文部科学省と厚生労働省からそれぞれお考えを聞ければと思います。

○文部科学省 文部科学省でございます。

高校を中退された方に対する支援につきましては、私も情報を持ち合わせてはいないのですが、高校中退後の引き続きの支援については、引き続き中退後も支援を続けていくという方針で骨太に記載がございますので、文部科学省としても、それに沿って今検討を進めているところでございますので、これ以上の情報は持ち合わせてございません。

○椿座長 若者の対策という意味では、厚生労働省、いかがでしょうか。

○厚生労働省大臣官房参事官 先ほどお話がありましたように、厚生労働省の委託事業でやっていますSNS相談は特に児童・生徒に限っておりませんので、当然中退した方も相談の対象になっています。今、相談の対象の多くは、20代も結構あるのですけれども、10代が中心ですので、そういった意味で中退者の対応というのも一部できているのではないかなと思います。

あと、SNSではないのですけれども、地域若者サポートステーションというものがありま

して、そこですぐに就職できない人については準備段階の支援といったこととしておりますので、SNSに限らず、いろいろな方策で支援をしておるところでございます。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございます。

生水委員、やはり高校中退者という意味では、もう少しそのサポートは厚くして、いろいろな連絡体制ができるほうがよいということですか。

○生水委員 おっしゃるとおりで、市の教育委員会と県の教育委員会が切り離されていることに問題があって、やはり市の中学校を出てしまうと情報共有ができていない。その点、御本人がみずから相談することが非常に難しい状況にあるので、そこに相談の支援が届くためには、県と市の教育委員会が仕組みをつくっていく必要があると思っております。

以上です。

○椿座長 貴重な意見、ありがとうございました。

府省の連携等にもかかわることだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

今の点に関しまして、ほかに御質問あるいは確認事項があればよろしく願いいたします。

清水委員。

○清水委員 今の生水委員の質問に関連してなのですが、先ほど文部科学省が高校中退者へも継続してと。つまり、高校中退者も支援の範疇に入るというお話でしたが、やめたしまった後だと情報の提供のしようがないわけですね。御承知のとおり、小学校に入学すると、基本的に地域と切り離されて学校の範疇に入っていく。学校とつながりがあるうちはいいのですが、高校を中退して学校とつながりがなくなると、もともと地域とのつながりが小学校へ入学するとき切れてしまっているの、学校ともつながりがなくなって、地域ともつながりがなくなる。そういう人たちがリスクを抱えてということはまああるわけで、これは広く共有されている事実だろうと思います。

そうしたときに、高校中退者も文部科学省のSNS事業の支援の対象にするということであれば、これはむしろ積極的に高校中退者に対して、学校をやめる前に、直前なのか、どの段階なのか、これは徹底して情報提供していく必要があるだろうと思いますので、具体的にどういうふうにして高校中退者を支援の対象にしていくのか、支援の対象になり得るような形で情報提供していくのかという戦略をしっかりとつくる必要があるだろうということが1つ。

もう一つは、内閣府の子ども・若者育成支援推進法に基づくさまざまな事業の中でも、SNSを活用した相談の実態調査をひとまずは行っていくということですが、これも内閣府が立ち上げて、厚生労働省が既にやっていて、文部科学省も、みたいなばらばらになっていくと、これはどんどん使い勝手が悪くなっていく。細切れのものをたくさんつくるよりも、110番とか119番みたいに、まずここに相談してくれば、その人が必要としている支援策に速やかに中でつながっていくような、せつかく政府の中でSNSに関心を持って、

これだけいろいろなところで予算をとっていただくというのは積極的にやられている証だろうと思いますので、そうであれば政府の中でしっかりとSNS同士が横の連携を図れるような仕組みづくりをぜひしていただければという2点です。

○椿座長 どうもありがとうございます。

今の意見、非常に重要だと思いますけれども、ほかに関係した意見があれば。

よろしくをお願いします。向笠先生。

○向笠委員 福岡県スクールカウンセラーの向笠でございます。

今、清水委員もおっしゃっていましたが、基本的に統計的な自殺者の場合、19歳以下が若者という範疇で、やっこのごろは10歳ぐらいのものが出るようになりましたが、発達段階から申し上げますと、義務教育の中学校、そこ以降が高校で、今申し上げられたように高校中退者と同時に、高校から大学という段階と各種専門学校に行かれたところが19歳の狭間ぐらいの年代で、ここのドロップアウトの若者がおります。

ここのところの狭間の年代にかかっている若者たちをどうやってSNSの中できちんと情報伝達をするかということは十分に必要であると同時に、中学校も既にスマホを解禁するところが十分出てきていますので、文部科学省は特にここの扱い方をどういうふうに考えて利用させていくかなどと考えますと、前々から私が非常に申し上げているのは、19歳の統計で出されていると、自殺者の中が全く見えずに、何となくデータの状況を見ると数が余り変わりませんが、子どもの数は減っております。そうすると、SNSの利用度というのは十分に考えられますので、中学、高校、高校中退者、大学進学、大学の中退、もちろん専門学校等の年代の子どもたちに対するSNSの利用度のことを各省で十分に検討されて、連携をとっていただくべき年代層になってくるのではないかと思いますので、御検討をお願いいたします。

○椿座長 どうもありがとうございました。

よろしくをお願いいたします。

○朝比奈委員 がじゅまるの朝比奈です。

地域で相談を受けている立場から関連して、2点申し上げたいと思います。

先ほど、生水委員、清水委員からも御発言がありましたけれども、私どもでも高校に働きかけをして、具体的に課題を抱える生徒の支援に何とかつなげていきたいと思っているのですが、身近な市町村という枠組みを超えて、高等学校になりますと一気に活動範囲が広域になっていきますし、大人を信頼していない生徒たちはむしろ友達のネットワークで動いていきますので、身近な市町村というアプローチではどうしても追いつけ切れない部分があります。その点では、市町村と都道府県が役割分担をするのではなくて、重なり合いをむしろつくっていくというつもりでつなげていかないとつながらないと感じているのが1点です。

もう一つ、厚生労働省のSNSへの取組でも10代が中心になってきていますけれども、このあたりの具体的な自立のための支援策が非常に厳しい状況にあるのではないかと感じてお

ります。もちろん18歳を超えるまでは児童福祉法の所管になっておりますけれども、家族に葛藤を抱えている子どもたちは容易にアプローチを許さないところがありますし、親権の枠の中にとどまっている限りなかなか私たちとしても手が出せないところがありますが、一方で、児童福祉法自体も18歳に近づくとつれて手がないという状況もあります。

このあたり、実際にSOSを受けた後、具体的に彼らの困難や自立をどう助けていくかという点においては、いま一度この層についての支援策を検討していくということもあわせて必要かと思っております。

○椿座長 どうもありがとうございます。

今、いろいろな意見を頂戴しましたけれども、田中委員の意見をいただいてから少し各府省の意見を賜ればと思います。よろしくをお願いします。

○田中委員 田中でございます。

皆さんのお話、ごもっともだと思って聞いていましたけれども、重篤な事案はSNSではどうしようもないかと思ひまして、その後につないでいく。お話を聞くだけで解決する人もいでしょうけれども、メールでもいいと思ひますが、重篤な悩みを抱えている、今まさにという人たちのためには面談、会うということでの支援がやはり必要だと思うのです。そここのところの相談機関がいま一つ欠けているかなと思う。

あとは、向笠委員もおっしゃいましたけれども、中学校を卒業して、必ずしも高校に行くとは限らないと思ひています。職人になる方もいれば、専門学校に行く方もいらっしゃる、子どもたちもいろいろな方がいらっしゃると思うのです。その中で文部科学省だけとか厚生労働省で、どこに住んでいる、どこに働いているかということ把握していくのがなかなか難しいと思ひています。なので、向笠委員が前からおっしゃっていますけれども、私もずっと発言していますが、子どもというところでもさまざまな学校に行っている子どももいれば、働いている子どももいるのだということでの考えでこの対策を進めていただけたらと思ひしております。

○椿座長 どうもありがとうございます。

おそらく、今出てきている論点の中では、子どもなり若者というものを考えても、いろいろ各府省が非常に頑張っているのだけれども、ばらばらな取組になっていて、ある意味で社会から見たときのワンストップのサービスというか、清水委員がおっしゃっていた、まずここにアクセスすれば、そこから先にそれなりにうまく専門的なところに行けるという道筋、あるいは田中委員がおっしゃいましたように、その中でも重篤な方をさらに上のところへうまく上げていただくような府省横断的な取組が必要なのだらうと伺ったところでは。

もしよろしければ、文部科学省、内閣府、厚生労働省から少しずつお考えを頂戴できればと思います。

○文部科学省 文部科学省でございます。

SNSとは少し離れてしまうところがあるのですけれども、10年以上前から文部科学省で「24時間子どもSOSダイヤル」というものを作っておりました、平成28年度からフリーダイヤル化しておりました、電話相談ですが、相談者は基本的に無料で実施できるという事業をしております。対象は子どもとはなっておりますが、そちらでございましたら基本的には年齢で排除するというをしておりませんで、子どもの親御さんも対象になっておりますので、全年齢横断的な相談窓口というのであれば「24時間子どもSOSダイヤル」というものを文部科学省が持っておりますことだけは御紹介させていただきます。

○椿座長 文部科学省の取組ということかと思えます。

内閣府、よろしく願いいたします。

○内閣府 内閣府といたしましても、関係府省との連携の確保というのは非常に重要な課題であると考えているところでございます。まだ取組としては不十分かもしれませんが、内閣府のホームページ上で関係府省のさまざまな相談窓口へクリックすると飛べるようなページも設置させていただいております。内閣府としてはこのページを見ていただくと、その必要な相談窓口につながるような取組として、関係府省の御協力をいただきながら設定させていただいているところでございます。

また、地方レベルといたしましては、子ども・若者育成支援推進法に基づきまして、子ども・若者支援地域協議会というものが各地方自治体に設置の努力義務が課されております。府省をまたいださまざまな相談機関が連携できる場となっておりますので、こうした協議会の設置の促進などにも取り組んでいるところでございまして、こうした協議会などを通じて連携を図っていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

厚生労働省もよろしく願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官 厚生労働省のほうでも、支援情報検索サイトというものがございまして、そこで厚生労働省の支援策はもちろんなのですが、各関係府省の相談先なども飛べるようにしてございます。ただ、これがもっと広く知られるようにしないとイケないと考えてございます。

SNS相談で、先ほど清水委員からいろいろなところでそれぞれやっていて、連携できないかというお話がございました。厚生労働省のほうでは対象年齢等を限らず、全国を対象に、文部科学省のほうは児童・生徒を対象に自治体を通じてということで、対象者や実施主体が違うところがあるので、おっしゃるとおり連携できるのであれば連携できるように検討していきたいと考えてございます。

あと、先ほど田中委員から相談するだけでは意味がないのだ、もっと重篤な人については具体的な支援策が必要だということで、もちろん相談して、気が済んで、思いとどまっていたく人もいるわけですが、重篤な方はそれだけで終わりませんので、委託先の団体からネットワークのある支援機関につないでいただいて自殺の予防、あるいは背景にある

問題の解決に努めていただいているところでございます。こういったネットワークを広げられるように厚生労働省のほうも、今ちょうど地域共生の検討などもやっておるわけですが、そういったことも絡めながら、今よりも実効性が上がるようにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○樫座長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

杉本委員、よろしく申し上げます。

○杉本委員 全国自死遺族総合支援センターの杉本です。

今の厚生労働省の説明をもう少し伺いたいと思います。2ページの「(3)若者の居場所づくりの支援等」というところで先ほど田中委員がおっしゃったように、SNS相談以上のケースというのはたくさんあると思いますし、ネット上での相談だけではなくて、居場所づくりというのは大変大事なことではないかと思うので、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

○厚生労働省大臣官房参事官 厚生労働省では、自治体に交付金という形で支給し、それぞれの地域の実情に応じた自殺対策というものをやっています。いろいろなメニューがあるわけですが、その中で若者の居場所づくりを進めるような自治体に対しては補助率を高くして、そういった取組をやっていただくということで、今年度予算で取組を始めたところでございます。居場所づくり、特に自治体が直接居場所をつくるというのはなかなか難しいですので、実際にはそういったノウハウのある民間の団体に委託して実施していくということになるのですが、今のところそういった居場所をつくっている団体というのも限られておりますので、そういったところを増やしていくような努力をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○樫座長 よろしいでしょうか。

○杉本委員 子どもたちにとって学校と家庭以外の違ったオプションは、とても大事ではないかと思えます。学校にこれ以上を求めるのは学校もいっぱいだし、また、家庭もいっぱいなので、違ったオプションを考えていくことが必要といつも思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思えますし、たぶん自治体だけで居場所の運営は難しいだろうと思えます。民間でいろいろやっているところがあるので、ぜひ連携して進めていただけたらいいかなと、今のお話を伺いながら強く思いました。

○樫座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

この会議は、先ほどのSNSからの削除も含めて各府省にやられているということがわかりますし、相談についてもいろいろな各府省の取組というのがわかっているわけですが、今日お話を伺っていて、それが意味でつながっているかどうかというこ

とについての問題意識、うまく自治体も含めてつながりができているか、全体としての活動になり得ているかという問題意識は常にあるのだろうと思います。

私から申し上げるのもどうかと思いますけれども、最初に議論させていただいたSNSからの削除に関して、経済産業省も、警察庁も、総務省もそれなりにきちんとした取組をしていただけていますが、問題は、それがあつ一つの司令塔という言い方はおかしいかもしれないのですけれども、その上で全体として連携させた活動になっているかどうか、同じように相談のほうも文部科学省、厚生労働省、内閣府の取組も含めて、全部そういうものが一つの司令塔の中で適切な窓口を自治体とともに形成しているかどうかということです。ここの場は各府省がお集まりになっている場なので、ぜひそういう方向性というものに気づいていただければと、司会者のほうからもそう思う次第でございます。よろしく願いいたします。

ほかに第1の議題に関して、御意見を伺っておくことは。

長瀬委員、よろしく願いします。

○長瀬委員 座長のお話と清水委員の意見に賛成で、前も言ったのですけれども、やはりインテグレートするところが必要なだろうと思うのです。これだけ一生懸命各省庁がやっているの、そこら辺のところを合体させてやるといいかと思ひます。

質問なのですけれども、厚生労働省のSNSの相談は女性が8割で、男性が2割というのは限界があるのかと思うので、別な方法を厚生労働省は考へているのか、どうなのかというのをお伺ひしたいのです。

○椿座長 これは、厚生労働省のお答をよろしく願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官 現状で女性が多い、ただ、年齢層を見ると若者が多いということで、若者の相談ツールの入り口としては効果があるのではないかと考へてござひます。

男性に活用しづらひ手段なのかどうかというのは、まだ我々もわからないところもありますので、改善できるところは改善して、特に若者の男性にも活用してもらえようようにしていきたいと思ひております。

一方で、SNS以外にも電話相談も自殺はもちろんですけれども、それ以外の問題についても広く相談できる相談窓口というものもござひますので、もしSNSでは相談しづらひという場合があれば、その電話の方も使ってもらえようように周知していきたいと思ひております。

○椿座長 どうもありがとうございます。

SNSの相談等の男女比が大分違ふということに関しては、ほかの府省でもそういうことを捕捉しているようなことはござひますでしょうか。特にありませんか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はござひますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど私からも申し上げましたけれども、各府省の非常に真摯な取組ということ認めた上で、何らかの形でそれ全体をハーモナイズするというか、司令塔的なものの中でやる、

いろいろな窓口をそれによって有機的につなげておくということがあればと思いますので、この点はせっかくこういう会議の場なので、ぜひ申し上げたいと思いました。

それでは、第1の議題につきましては、皆様方はまだ意見があるかと思いますが、座間市における事件の再発防止策という議題につきましてはこのあたりで終了させていただきまして、本日の御議論をぜひ踏まえた上で、各府省庁はもちろんですけれども、その横断的なことも含めて再発防止の取組をお願いするとともに、今後は自殺総合対策大綱のメニューの中でフォローアップしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、第2の議題になります。「若者自殺対策の現状と取組」ということについて、先ほどの第1の議題とも非常に関係するところがございますが、議論してまいりたいと思います。

議論に当たりまして、藤木委員が所属する長野県の取組について御紹介いただければと思っております。その後、厚生労働省、文部科学省の順番で現状について御説明いただいた上で、皆様方からまた御意見等を伺いたいと思います。

今日は、藤木委員のほうで資料を用意していただきましたので、藤木委員、よろしくお願いいたします。

○藤木委員 長野県で自殺対策の担当をしております藤木といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは資料8を使って、本県における子ども、若者の自殺対策について10分ほどお時間をいただいて御説明をさせていただきたいと思います。

本日御説明する内容は、本県における現状と、その現状を踏まえてどんな計画を立てて、具体的にどんな取組をしているかといった流れで御説明をさせていただければと思います。

それでは、資料の3ページをご覧くださいと思います。

こちらは、本県と全国の自殺の動向をグラフ化したものです。折れ線グラフに着目していただきたいのですが、青の実線が長野県、赤の破線が全国になります。全世代はほぼ同じような動きをしております。

ところが、4ページをご覧くださいなのですが、未成年者について、近年本県は全国平均を大幅に上回っておりまして、全国の中でも突出して高い状況が続いております。

こういったことを考慮いたしまして、5ページになりますけれども、平成28年に日本財団と自殺対策の協定を結んで取組を始めたほか、昨年3月には県の自殺対策の計画を新たに策定して、その中の重点政策の一つとして未成年者の自殺対策の強化を位置づけております。

昨年8月からは市町村の取組を強化するために、県内に10圏域ございますけれども、それぞれの圏域で行政機関と民間団体と連携して、キャラバンを組んで訪問をして、ほとんどの市町村長と意見交換をさせていただいております。

昨年8月には、子どもの自殺対策を強化するために知事を座長とするプロジェクトチームを設置しまして、自殺の背景分析、その背景分析に基づいてどんな取組が必要かといっ

たことを議論した上で、本年3月に「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略というものを策定いたしました。先月になりますけれども、日本財団と子どもの自殺対策に特化した協定も締結をしております。

6ページをご覧いただきたいと思います。日本財団とのプロジェクトに基づく取組を整理したものです。実践と啓発の両輪で取組をさせていただいております、写真の真ん中にあるお守り型のリーフレットは全中学生に配布をさせていただいているもので、いろいろな相談機関を掲載したものです。お守りとして手元に持っておいていただきたいという願いを込めてつくっているものでございます。

7ページをご覧いただきたいのですが、県の自殺対策推進計画の重点施策として真ん中になりますけれども「未成年者の自殺対策の強化」を掲げています。

8ページをご覧いただきたいと思います。未成年者の対策はどんなもので構成されているのかということですが、大きく3つの柱で構成をしております、ハイリスクアプローチとしての危機介入、ポピュレーションアプローチとしての予防策、最後に「生き心地の良い地域づくり」の3本柱で構成をしているものでございます。

本年3月に策定しました戦略については9ページをご覧いただきたいと思います。戦略の重点施策に位置づけたのは一番下になりますけれども、ハイリスクの子どもの把握と多職種の専門家で構成します「子どもの自殺危機対応チーム」というものを設置して、現場で対応に苦慮している対応困難ケースへの個別支援等を行っていくというものでございます。

10ページをご覧いただきたいと思います。戦略の柱立ては、昨年策定した計画の柱立てと同じで3本柱になっております。ここに位置づけた内容は計画に盛り込んでいない新たな対策、計画にはあるのだけれども、さらに拡充した取組を盛り込みをさせていただいております。

具体的な取組についてですけれども、11ページをご覧いただきたいと思います。図にありますように、ハイリスク層に対しては専門家による危機介入、ローリスクの層に対しては早期発見に基づく早期支援、一般の層に対しては予防教育という仕組みになっております。

12ページをご覧いただきたいと思います。「ハイリスクの子どもの実態把握」ということで、自殺未遂であったり、自傷行為がある子ども、そういったハイリスクの子どもの情報を共有するというのは、まさに個人情報ですので、そこが壁になっています。県ではこれを御本人の了解を得て集めるというのは非常に困難ですので、県の個人情報保護条例に基づいて県の審議会に諮って、本人以外から収集することについて承認を今年の7月に得ております。これに基づいて、学校に所属する子どもについては教育委員会や学校、学校に所属しない子どもについては、市町村やフリースクールといったところから情報の提供をしていただくようお願いをしたところでございます。

ちなみに、こういった未遂、自傷行為のある子どもについてどのぐらいいるのかということをお聞きいただき、本年6月から7月にかけて、数量だけでも調査をしたところ、本県で約1,200人を超える子どもがこういう状態にあるということで報告をいただいております、そのうち230件程度は専門家の支援をぜひもらいたいと学校等から回答が寄せられているところですので。

13ページをご覧いただきたいのですが、そういったニーズに応えるために、専門家で構成する「子どもの自殺危機対応チーム」というものを本年10月1日に設置することを決めました。チームの構成としますと、13ページの右下にあるように精神科医であったり、弁護士、心理士といった専門家集団でそれぞれの現地のニーズに応じた対応をしていきたいと考えています。あくまでも危機対応チームについては、資料左側の各地域にある「子ども家庭支援ネットワーク」と長野県では呼んでおりますけれども、地域の関係機関が連携して支援しても対応が困難といった対応困難事例に対応する仕組みでございます。

14ページをご覧いただきたいと思っております。本県でもLINE相談窓口を開設しております。平成29年度に試行的に14日間実施をしまして、順次日数も拡大し、今年度は80日間実施しております。工夫している点とすれば一番下になりますけれども、より相談者に身近な年齢層の近い相談員がいただろうということで、大学で心理学等を学んでいる学生にお願いして、ピア・デイというものを設けさせていただいております。

15ページをご覧いただきたいと思っております。自殺危機対応チームをつくるとかなり注目されるのですが、私どもはSOSの出し方、16ページにあります「大人の気づきの感度と対応力の向上」の2つの予防対策にも力を入れております。地味な取組ではありますが、昨年度は6校の中学校をモデル校に指定しまして、そこでモデル事業を実施し、市町村の保健師や、中学校の先生に授業参観をしていただきました。今年1月には研修会もやって、今年度から順次実施をしているところです。県の教育委員会の調べによりますと、87%の中学校がSOSの出し方教育に取り組む予定です。モデル事業の結果とすれば約9割の生徒は「非常に役に立ちそう」と回答していただいております、今後小学校、高校への拡大も図ってまいります。

16ページをご覧いただきたいと思っております。昨年度モデル事業をやった結果、約1割の生徒はこの授業を受けても、悩みがあっても相談できないと回答してくれています。その理由を聞いた結果が16ページの右下のグラフになっておりますけれども、赤で囲ったように「迷惑をかけたくない」「心配をかけたくない」といった大人を気遣う気持ちから相談できない子どもであったり、青枠で囲ってありますが「相談しても解決しない」といった回答が多くなっております。

そういったところから本県では、子どもへの教育だけでは足りないということで大人の気づきの感度を上げる。どうしても迷惑をかけたくないといった子どもにSOSを出せと言ってもなかなか難しいので、その部分は大人のほうから気づいていく。

「相談しても解決しない」と思っている子どもに対しては、大人がしっかり対応できる力をつけて相談してもらおうということで、今年度からPTAの指導者研修会や、子ども支援者向けの自殺予防研修会にも取組をさせていただいています。（４）（５）のそれぞれの取組については、私ども知事部局だけでは推進できませんので、教育委員会と二人三脚で取組をさせていただいているところです。

長野県の実践は以上でございます。

○椿座長 藤木委員、長野県の実践を詳細に説明いただきまして、どうもありがとうございます。大変参考になりました。

続きまして、厚生労働省の実践、よろしくお願いたします。

○厚生労働省大臣官房参事官 厚生労働省は、資料9で先日公表いたしました自殺対策白書の概要について御説明したいと思います。

特に若者ということで、そこに関連するところに絞って御説明したいと思います。

まず、3ページは自殺の現状でございますけれども、全体の数は近年減ってきておるわけですが、若者の自殺者数は横ばいで減少していないということで、非常に問題であるということでございます。

飛びまして、5ページは先ほどSNSの説明がございましたけれども、昨年度の状況でございます、10代、20代の利用が多い。ただ、女性に偏っているということでここは今後の課題であると認識してございます。

6ページ以降が今回の白書の中心的なところなのですが、若者を10代、20代、30代、男女、仕事についている人、ついていない人、学生・生徒と分けて分析をさせていただきます。

6ページは、仕事についている人たちでございますけれども、男性の場合は仕事疲れ、職場の人間関係ということで、おそらく長時間労働といったことを理由とする場合が多いということでございます。一方、女性の方はもちろんそういった男性と同じような原因の場合もあるのですが、それに加えて、さまざまな人間関係といったものを原因とする場合が多いという特徴がございます。

7ページはグラフがついていないのですが、概要といたしまして、仕事についていない方の自殺の状況ということで、男性の場合は10代ですと学校、入試の関係で悩んだ、20代、30代になりますと就職に失敗した、あるいは仕事を失ったといった理由の方が多い。一方、女性の方は、家庭問題、男女関係といった人間関係を理由とする方も多いという状況でございます。

学生・生徒についてでございますけれども、いじめを苦にして自殺される方の報道が多いわけですが、全体といたしましては、小中学生については家庭問題を理由とする場合が多い。一方で中学生、高校生、大学生と年齢が上がるにつれて、進路に関する悩みを理由とする方が多いという状況でございます。こういった形で職業についているかどうか、あ

るいは学生かどうか、あるいは男女、年齢ということで特徴がございますので、今後の若者の自殺対策はこういった特徴に配慮しながら進めていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

実際の数値として出てきているような原因系のことについても御説明いただきました。ありがとうございます。

それでは、文部科学省、よろしく願いいたします。

資料は、先ほどの4の後半ということでよろしいのですよね。

○文部科学省 文部科学省でございます。

先ほど、SNSについて御説明しました資料4をもう一度ご覧ください。右下に7と書かれたページからになります。

文部科学省の取組としましては、厚生労働省との連名で、7ページにも記載がございます通知を各都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、あるいは私立学校担当の部署に対して出しております。

具体的なことは、「2 通知の概要」というところで1ポツから5ポツまで書かれております。こちらは本文も1ポツから5ポツで構成されておまして、それぞれで端的に記載させていただいております。

8ページのほうも同じように厚生労働省との連名で、先ほどの通知の一層の推進を図るために教材例というものを添付して、事務連絡という形で教育委員会に対して周知をさせていただいております。先ほどの通知が平成30年1月に出させていただいたもので、今見させていただいている教材例につきましては、平成30年8月に周知をさせていただいております。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの藤木委員及び各省からの説明を踏まえて、御意見、御質問などがあればよろしく願いいたします。

田中委員、よろしく願いします。

○田中委員 田中でございます。文部科学省にお聞きいたします。

昨今、新聞等でいろいろないじめの問題が掲載されておりますけれども、私、仙台市に住んでいますが、仙台市の教育委員会とか、この前の新聞は川口市の教育委員会の問題も出ていましたけれども、文部科学省のいじめの定義すらきちんと把握していなくて、文部科学省のいじめはそもそもが間違っているのだ、川口市は川口市の定義があるのだということ発言していたということが新聞に。仙台市も似たり寄つたりの話で、私、仙台市の第三者調査委員会の委員もやったりしましたけれども、事実そのような感じでございます。いわゆる文部科学省のいじめと受けとめればということをちゃんと認識していないところが

あるのです。それをまずどのように徹底していくかということが基本的に大事なところだと思っているのです。

アンケートがたくさんとられていて、仙台市は小中学校で1年に4回とっています。教育委員会に報告されて、同じ子どもが10回も20回もいじめられているとアンケートに書いて、親御さんも相談して、寺岡小学校の心中事件などはまさしくその典型的なもので、何十回も学校に相談して、相談機関が書かれていた一覧表の14カ所の全て、国、県、市、民間団体の全部に相談していきながら絶望になっていったところなのです。それを教育委員会に聞くと、いじめの定義そのものがいじめではなかったと把握しているという感じの回答なのです。

私は、いろいろなところのいじめの事案の相談を受けますけれども、まずいじめだと受け取っていない教育委員会と学校現場にもものすごく問題があるかと思っているのです。そうしたらSOSを幾ら出しても受けとめてもらえないわけです。いじめだと受けとめていないわけですから、からかいなのだという感じなのです。私は文部科学省にそれをどのように指導していくのかということをお聞きしたい。徹底していただかなければまず始まらないと思っています。よろしくお願いします。

○椿座長 文部科学省、ただいまの御意見に関して、コメントあるいは御回答はございますか。

○文部科学省 貴重な御意見ありがとうございます。

現状、文部科学省にて取り組んでいることとしましては、いじめ防止対策推進法の周知はもとより、そういった問題のある教育委員会に対しては、必要に応じてこちらから直接職員を派遣しまして指導を行っているところでございます。現状としましてはその取組でございます。

以上でございます。

○田中委員 もう一つ、それにつけ加えまして、仙台市などは御存じのように副大臣が直々に市長を呼んで指導したというのが2回あってもなお変わらずというところなのです。指導していただきたいのですけれども、それ以上の指導というのはできるものでしょうか。

○文部科学省 私もいじめの担当ではないのですが、そこは私からは何とも言えないのですけれども、直接職員を派遣して何度も議論を交わしたりとか、指導をしたりということが今できる最善のことかと思っております。

○田中委員 もう一つだけ。

SOS教育にここ数年来大変力を注いでいるかと思うのですけれども、先ほど申し上げたように、SOSを出して一生懸命訴えても、どこに行ってもたらい回しのような状態で同じようなアドバイス、校長先生のところへ御相談をください、お話してください、担任の方と御相談くださいでほとんどが終わりなのです。たまたま法テラスにいたスクールロイヤーと弁護士と会って、その方にも相談したら、そこでも校長先生とよくお話してくださいと。校長先生とお話ししてだめだから来ているわけですよ。教育委員会に行って、学校がだめで、

教育委員会の相談課に行って、5回も6回も相談しても「校長先生と」というアドバイスなのです。そこをどのように上へ持っていくかということが私は大事だと思って、やはり何か所も行くたびに同じようなアドバイスで絶望してしまうのですよ。どこに行ってもだめだ、相談しても無駄だ、そうすると、子どもも親に相談しても、親が一生懸命やっても無駄なのか、大人は信用できないとなっていく。

私は、いろいろな亡くなった方の相談を受けてそう思うので、そのあたりでもう一歩ワンステップ上に行かないと、SOS教育だけでは解決できない問題ではないかなと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○椿座長 よろしくお願ひします。

○文部科学省 私の推測ではございますが、まだ管理職レベル、校長先生であつたりに対して、そういう意識というか認識というものがまだ薄いのかなというところがございまして、文部科学省としましては、教育委員会に対しての働きかけしか今のところはできないのですけれども、教育委員会に対して、学校全体でチームでそういった学校で起こっている、生徒が抱えている問題に対しては、校長を含め、担任を含め、学校にいらっしゃればスクールカウンセラーですとか、あとは教育委員会に配置されていればスクールソーシャルワーカーも含めて一丸となつて対応していくようにというものは、再三文部科学省から通知や事務連絡等で発出しているところでございます。

以上です。

○田中委員 手短にもう一点だけ。

体罰、行き過ぎた指導というのが最近大変目立つようになってきていると思います。教育委員会とか学校現場、校長会などに問い合わせると、その研修会が余り行われていない。年配の先生たちは「これが今までやってきたことだから」と普通のようにたたいたり、どなったり、机を蹴飛ばしたりということをしていると聞いています。それが仙台市も非常に多いのです。全国的に多いように感じるのですけれども、そのあたりの研修等に今後力を注いで、「体罰とか行き過ぎた指導はだめなのだよ」ということをしていただくことはお考えでしょうか。ぜひしていただきたいと思うのですが。

○文部科学省 そうなりますと、おそらく教員に対する研修になるかと思うのですけれども、そこは私も管轄ではないのでどうこうとは言えないのですが、その教員研修の管轄の方も昨今の体罰なりという現状が表に出てくる事態をしっかりと把握しているところだとは思いますが、そういう研修の中に体罰なり、いじめなりの問題意識を持って、日々生徒を指導するようにという内容で研修は行っているものと思っております。

以上です。

○椿座長 今の田中委員の一連の御質問に関しては、おそらく先ほど藤木委員から御説明のあつた、ハイリスクアプローチに関して、長野県の教育委員会とSNSから実支援のつなぎとか、あと、気づきを高めること自体で、教員も対象に研修を仕掛けているという話を伺

ったような気がするのですけれども、藤木委員、何か補足してコメントをいただけるようなことは可能でしょうか。

○藤木委員 長野県では、やはり子どもにかかわる教員、保護者、子どもの居場所の担い手、そういった子どもの支援者といった方たちに気づきの感度を上げてもらい、対応力をしっかり身につけてもらうという意味でいろいろな研修会を実施しています。それも私たち知事部局だけでやるのではなくて、教育委員会も一緒に行っていて、学校サイドからの話もしてもらいつつ、包括的な話を子どもからさせていただくという形で、全ての研修を連携してやらせていただいている状況でございます。

○田中委員 長野県の藤木委員に質問です。

最近、校長会の力が非常に強いと私は思っているのですけれども、校長会へのアプローチはございますでしょうか。

○藤木委員 県では、先ほど御説明した実態把握の関係については校長先生方にも御理解をいただかないと、個人情報提供というのは難しいので、夏に各地域で開かれる校長会で丁寧に説明をさせていただいて、自殺対策への理解を求めているという取組はさせていただいているところです。

○椿座長 どうもありがとうございます。

里村委員、よろしくをお願いします。

○里村委員 藤木委員の発表、報告に関係したことなのではございますけれども、ハイリスク者をフォローするということなのではございますが、ハイリスク者でないのに自殺した方というのはいますか。

○藤木委員 長野県の過去の事例を何年間分かにわたって分析をしたのですけれども、学校で全くノーマークの子どもで亡くなっているケースというのは確かにあります。衝動的に何らかの事情があって亡くなっているという方もいるので、全てがハイリスクの方というわけではないのですけれども、ハイリスクの方に対してのフォローというのはしっかりやっていく必要があるだろうということで、今回はこういった取組をすることになりました。

○里村委員 わかりました。

もちろんハイリスク者を優先的にフォローするというのは当然のことなのではございますけれども、我々精神科医ですと、とにかく自分が診ている患者が自殺するということが一番身近であるし、衝撃的でもあるのですけれども、日精診で調査したのですが一番若くて18歳か19歳までなのです。子どもの自殺というのを我々は経験していないのですよ。ADHDなどで通院している人はいますけれども、そういう方はあまり自殺はないので、だから自殺につながるような方というのは心療内科には通院していないと思うのです。

我々は症例検討も100例近くやって、実際の大人の自殺がどうなのかというのをいろいろ把握してくると、今までの定説とはかなり違うところがある。例えば信頼関係があれば自殺しないと、先ほども書いてあった夫婦不仲が多いということ、でも、相思相愛でも自

殺しているのですよね。そういう実態を踏まえて対応するということが大事だと思うのですが、子どもの場合には全くそれがないのではないのでしょうか。子どもの自殺で症例検討をやるなどというのはハードルが高過ぎてしまってできないけれども、見ていると大人の自殺とちょっと違うという感じがするのです。そういう実態を把握した上で対応しないと、特に誰も気がつかない自殺というのがあるわけなので、誰も気がつかないからどうでもいいということでは決してないので、そういうものに対しては研究しかないと思うのです。そういう研究ができるような環境というのを、これから整備していかなければいけないのではないかとというのは考えております。

○椿座長 どうぞ、よろしく申し上げます。向笠委員。

○向笠委員 福岡県では緊急支援といって、子どもが学校の中で自殺等の大きなストレスを受けたときに、学校からの依頼で臨床心理士会がチームをつくって、学校でサポートに入っていくという活動をしておりまして、10年間のデータで総合の検証がきちんとできたのが188例ございます。もっとプラスアルファですが、その4分の1が子どもの自殺です。

対象は小学校から高校までで、基本的に学校の依頼があって動くという形なので実数はもっとあるやと思います。4分の1は子どもの自殺です。当然大人はなぜ子どもが自殺したのかという内容になりますが、その細かい検証はできておりません。ただし、実際的に子どもが自殺をするという現状は今でも起こっていますし、数が減っているという状況ではございません。

先ほど、厚生労働省のデータの中の若年層の自殺をめぐる状況の中で、7ページのところに小中学生は家庭問題等というのでいじめと限らずあるとなっていますが、国のデータでは9歳と10～19歳という形で、長年この実数を出してくれと申し上げているのですが、福岡県1カ所だけの人数のデータでは全体把握が全くできないわけです。そういう意味でも、この自殺をめぐる状況で中の人数がわかっているからデータが出ているはずなのです。ですけれども、公のものは9歳からという形までで、9歳というと小学校3年、小学校4年ぐらいなので、そこからとんと飛んで10～19歳、19歳は大学生なのです。この振れ幅は中身の検証としては非常に難しく、実際に緊急支援に入ったところでは小学生もいます。ですけれども、中学、高校が明らかに4分の1の数なのと主体を占めているというところまではデータ上わかっているというところで、そこから先に進めるには、全国のデータも含めてどういう状況かというところは少し門戸を広げていただきたい。中身がここまでわかっているのだったらなおさらのことと私は思います。

○藤木委員 ありがとうございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

向笠委員、先ほどの発言にもあったのですけれども、私、もともと統計の世界にいたものですから、自殺対策のために必要な年齢区分になっていないというのは私自身の問題でもあると思うので、関係のところ特別集計なりなんなりをきちんとするように私自身の力が及ぶところでやってみたいと思います。本当にありがとうございます。

○生水委員 長野県のすばらしい取組をありがとうございます。

藤木委員に教えていただきたいのですが、1点目は、12ページの「ハイリスクの子どもの実態把握」の中で、県が個人情報保護運営審議会の中で審議をされて、ここで了解いただいた上で協力依頼をされているということですから素晴らしいなと思いました。協力依頼を求めた中で情報が入ってきたときに、市町村の自治体にフィードバックをされていくということでもよろしいのでしょうか。

2点目は、その中で世帯の困窮状態がわかれば、生活困窮者自立支援法に基づいて、自立相談支援機関がアプローチをしていく手段の一つにつながるのかなと思うのですが、13ページのところにあります情報共有のベースとなるのが、市町村は要保護児童対策協議会になっているという理解でもよろしいのでしょうか。情報共有のベースとして要保護児童対策協議会があって、入手された情報については市町村のほうにフィードバックされていくという流れで、何か工夫なされているようなことがありましたら教えていただけたらと思います。

○藤木委員 御質問ありがとうございます。

実は、今回の調査をするに当たって、市町村の要保護児童対策協議会に対しても調査をかけました。要保護児童対策協議会で把握している子どもの数と学校が把握している子どもの数ではすごく乖離があります。学校のほうが子どもの状況を把握しているので、学校から出てきた数のほうが圧倒的に多いです。先ほど申し上げた1,200人余という数字は学校の積算にしてあります。要保護児童対策協議会を入れてしまうと重複する可能性があるので、1,200人というのは学校から出てきた数字と捉えていただければと思います。

いろいろな情報が寄せられて、それを県のチームだけで支援していくというのは無理ですので、あくまでもこのチームは短期集中的な支援をして、その解決の糸口を見出すというのが役割だと思っています。中長期的にはそれぞれの地域の関係機関が連携してしっかりフォローしていただくという形になりますので、市町村はもちろんですけれども、生活困窮者自立支援制度に基づく支援機関であったり、様々な機関と連携をして支援ができるような体制をつくってあげるといっても、チームの一つの役割であろうと考えています。

○生水委員 ありがとうございます。

実は、要保護児童対策協議会の中で情報を集約するのに虐待がベースになっているとか、かなりコアな事案になってくると思います。今おっしゃってくださった情報はもっと広いところなので、そうした個人情報をフィードバックしたときにどう地域の皆さんと共有していくかというのが一つの課題になるのかなと。生活困窮者自立支援法の中で支援会議という個人情報の共有をする会議体がありますので、そこもかみ合わせながら野洲市の中でも考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 自殺対策白書を送っていただいて、膨大なデータと内容があるのでなかなか全部読み切れないのですけれども、データのとり方で私が一つ気になりますのは、親の自殺により遺される子どもたちのことです。例えば亡くなった方の配偶者の有無とか、同居者の有無などの亡くなった方に関するデータがいろいろあるのですが、2万人ほどの方が亡くなっている中で、どれぐらいの未成年の子どもが遺されているかというデータがどこにあるのかどうか。若者支援というときに自殺対策では誰もが取り残されることがないようにというのがとても大事な視点だと思うのですけれども、そういう意味では遺された子どもたちの支援というのはちょっと取り残されている部分があるのではないかと。特に子どもたちに関して、どれだけ子どもたちが遺されているかということがどこでわかるのかというのがわからないと常に思っております。

○椿座長 どうもありがとうございます。

これは、厚生労働省、何かわかるのですか。

○厚生労働省大臣官房参事官 ありがとうございます。

今、この白書もそうですけれども、データは警察庁から提供いただいたものを公表させていただいているのですが、御指摘のあったようなところまではデータがなかなか切り切れておりませんので、そこは申しわけないと思っております。ただ、もちろん残された家族の方の支援というのは非常に重要だと思っておりますので、そちらの方はしっかりやっていきたいと思っております。

○杉本委員 遺児とか、親を亡くした子どもという言い方をします。守ってくれる人を亡くしている。保護者を亡くしている。わかってくれる人、支えてくれる人を亡くしているということなので、適切なサポートがないと非常にリスクが高いと思います。困難というのは大きければ大きいほど言語化することが難しいし、特に子どもたち、若い人たちは言語化することがいろいろな意味で難しく、私たち大人が受けとめ切れていないことがたくさんあるのではないかと思います。

その一つの例なのですけれども、自殺対策が十何年か進んできて、ついこの間、私の地元の都道府県単位の自殺対策強化月間のキャンペーン企画ですが、「死から生といのちを考える」という趣旨のシンポジウムがありました。その中で自殺を、「いのちを捨てる事件がたくさん起きています」という文言が引用されていました。また、「人は耐えられないほどの重荷を与えられていない、耐えることができる重荷しか与えられていない」という文言も引用されていました。自殺対策強化月間の都道府県単位のイベントで、しかも、基調講演の中でそういった表現が出てきたことに私はものすごく大きな衝撃を受けました。つい今月のことです。

法律の文言、大綱の文言でも、これだけ議論が進んできた中で、一般の人の中には「自殺というのはあってはいけないこと、悪いこと、弱い人がやるのだ」という意識がまだまだ隠れたところではあるだろうと思われました。これは否定できないと思っておりますけれども、このことに関して、どうしてそういう流れになったのかを明日以降にもう少し詳しく担当

の方たちとお話をする事になっていきます。大人たちの無意識、よかれと思うところにあるかもしれませんが、無分別というのでしょうか、そういったことが困難を持っている人たち、特に若者たちがますます自分の困難を言葉にすることができない、表すことができないようなプレッシャーになっているのではないかとということをもう一回考えてみななければいけないと思っています。

若者たちの中にいろいろな困難がある中で、ぜひ遺された子どもたちの支援を視点として十分に入れていただきたい。声を上げにくい人たちが決して取り残されることのないようにしていかなければならない、それがひいては、いろいろな意味でさまざまな困難を抱えている人たちの支援につながっていくことと思います。

○椿座長 どうもありがとうございました。

よろしくお願ひします。

○江澤委員 ありがとうございます。

前段の座間市の事件は当然犯罪でございますので、二度とあってはならないのが当たり前前提ですけれども、特に後段の自我の確立していない子どもたちの自殺に大人の責任が大いにあると思いますし、決してあってはならないことと認識をしています。

私もある公立高校の学校医を20年以上続けていますけれども、教師のほうの労務管理、産業医もしておりますが、教師のほうの健康障害というのはほとんどメンタルヘルスで、生徒の親からのいろいろな発言であったり、対応といったところで非常に悩んでいて、それが圧倒的に多いというのが印象でございます、そういうことをなかなか学校の教師のほうからタイムリーにキャッチアップするというのはいろいろ難しいかなと思っています。

そういった中で、きょうは長野県のところにお守り型とかハンカチ型リーフレットという取組があって非常に興味深く思っておりますけれども、私の印象では、この相談窓口が子どもたち、若者たち、親のほうに周知徹底がまだまだ足りないのかなと思っています。そして、その周知は子どもたちがアクセスしようと考えたときに省庁の何とか省とか県庁とか市庁、行政の窓口の中にあるとなかなかアクセスしづらいし、若者や子どもたちが気軽にアクセスできるような窓口をぜひつくっていただいて、それを全国の学校で親と子ども全員にカード化して配るということは難しいことではないと思っておりますので、そういうこともぜひ検討していただければと思っています。

もう一つは、学校の生徒を時々通勤、通学中に見ますけれども、いじめに遭ったり、不登校になった子どもたちが仲よく進学している高校が都内某所にありまして、ちゃんと大学に進学されており、そういった子どもたちが一緒に学校でコミュニティーをつくって、仲よくやっているような感じを見受けます。特に駅ですれ違うときにちょっとしたことですごくオーバーに謝ってこられたり、挙動不審になったり、先ほどの中にも迷惑をかけたくないというものが出ていましたけれども、精神的にやや不安定な方も。でも、そういったところで集まって、一緒にちゃんと学んで、ちゃんと進学もされているという実績もあ

るので、そういった若者や子どもたちが集まるような学校の支援というのも今後検討、これは実績を見て御判断いただければと思っております。

最後に3点目は、きょうは自殺大綱が制定されてから第2回目の会議だと認識しておりますけれども、各省庁関係者からとてもすばらしい御尽力をされた取組の報告がありましたが、何に効果があって、何が功を奏しているのかがわからなくて、今後PDCAを回すに当たって、中高年の自殺の数はどんどん減ってきていて、10代以下の子どもたちの数は少ないけれども並行で減ってはいない。この減少に関しまして、何が功を奏して、何の取組を改善しなければいけないのかというのは、アウトカム評価はなかなか難しい世界であるとはもちろん存じていますけれども、そういった取組についてもうちょっと見える化をしていただいて、こういった議論の場の意見が施策に反映するとしていただければありがたいかなと思っております。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

実際にいろいろなすぐれた取組があるのですけれども、その効果検証といいますか、そういうものが少しずつ見えてくるようになる仕組みは構築すべきだと思います。どうもありがとうございました。

よろしくをお願いします。

○富高委員 先ほど、自殺対策白書を厚生労働省から御説明をいただきましたけれども、若年層の自殺の原因を御説明していただいた中で、6ページにありますが、有職者の自殺ですと、先ほど御説明いただいたように、勤務問題であったり、女性の場合は幅広く人間関係の悩みがあるというお話があったかと思えます。

これは、我々労働組合としては非常に現状を重く受けとめているところでございます。先ほど、長時間労働が自殺の原因の一つではないかというお話がありましたが、前回も申し上げたように4月から働き方改革関連法が段階的に施行をされまして、大手企業については4月から既に時間外労働の上限規制が入っています。来年4月からは中小企業でも適用が開始されるということですのでけれども、今、現場の話では、規制が入ったこと自体はいいことなのですが、仕事が急には減らないので、結果的にサービス残業をしまっているといった若い労働者の話も聞いております。もちろん我々も職場の点検等で長時間労働の是正をやっていきますけれども、改めて厚生労働省として監督指導や周知の徹底を図っていただくようお願いしたいと思います。また、過労死の防止については、勤務間インターバルの制度が非常に有効だと思いますので、この普及もぜひ図っていただきたいと思っております。

先ほど、幅広く人間関係の悩みが自殺の要因となっているということに関連して言うと、職場ではハラスメントの問題があり、これはメンタル不調の問題にもつながるところだと思います。パワーハラスメント防止のための措置義務の新設などは今回の法律の中で整備が行われたわけですが、この周知等もしっかりしていただきたいと思えますし、今回は社

外の顧客や取引先は措置義務の対象になっていないのですけれども、ぜひ対応するようにしていただきたいと思います。我々に寄せられる相談では、毎回月別で見ても圧倒的にハラスメントが上位を占めておりますので、ハラスメントに関する対応をぜひ厚生労働省としてもやっていただきたいと思いますと考えておりますので、意見として申し上げます。

○椿座長 厚生労働省、何か回答はございますか。

○厚生労働省大臣官房参事官 ありがとうございます。

まず、労働時間の上限規制については、先ほどのお話にありましたように今年の4月から施行になりました。先ほど監督をしっかりやってほしいというお話でしたので、労働基準局のほうにしっかりお伝えしたいと思っております。

業務が減らないとサービス残業になってしまうのではないかとということで、規制はもちろんなのですけれども、もう一つは、働き方そのものを変えていかないとなかなかうまく回っていかないとしますので、労働基準局のほうで職場改善の助成金などを出して、先ほど勤務間インターバルの話もありましたが、単に法律を守れというだけではなくて、働き方そのものや、職場を変えていくということと同時に進めていかないといけないと考えております。

あと、ハラスメントの話ですけれども、先の国会でパワハラ防止措置が法定化されまして、ちょうど均等分科会のほうで具体的な指針の検討が行われております。今、お話がありましたようにカスタマーハラスメントについては、法律で防止措置の対象にはならなかったのですけれども、国会の審議の中で、パワハラ指針の中でしっかりとカスタマーハラスメントの防止についても取り組むようにという附帯決議がございましたので、指針のほうにもそれを盛り込む方向で検討がなされると思っておりますので、それが成立した暁にはしっかり周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○椿座長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○朝比奈委員 ありがとうございます。がじゅまるの朝比奈です。

長野県の取組、ありがとうございました。何点か質問させていただきたいのですけれども、1点は13ページで自殺危機対応チームを設置されて、市町村から対応困難ケースについて直接の要請を受けるというお話があったのですが、具体的にどのあたりが対応困難というケースとして、最も多く上がってきているかといったあたりを1点お聞かせいただきたい。

それから次のページです。今年度の取組などでまだこれからというところかと思うのですが、「ピア・デイの実施」ということで先ほどのお話では、大学で心理を学んでいる学生たちの活用ということをお話しされていたのですけれども、このあたりの具体的な内容ですとか、取り組んでみた課題とか可能性を教えていただければと思います。

○藤木委員 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、具体的にどんなケースで支援要請があるのかという御質問なのですが、実はちょうど昨日から支援要請していただくようお願いをしているところで、まだ昨日時点では1件も出てきていない状況です。今後どんなケースが出てくるかというのは今のところわからないというのが正直なところです。

2点目のピア・デイにつきましては、今年度十数日のピア・デイを設定しまして、心理を学んでいる大学生の皆さんにSNS相談で注意をしなければいけないようなテーマについて、研修等も受けていただいて、実施をさせていただいているところです。まだ実施中ですので、具体的な成果といったものは全ての実施期間が終わった後に検証させていただきたいなと思っているところです。

○椿座長 引き続きよろしく申し上げます。

○朝比奈委員 1点目の困難ケースというのは、先ほども生水委員のお話がありましたが、要保護児童対策協議会との関連もあると思うのですが、おそらく虐待で介入が必要となればそちらの案件になっていくと思うのですが、虐待グレーゾーンで親子間の葛藤が強いといったケース。例えば厚生労働省の白書でも、中学生になると学業不振とか進路の問題での悩みの理由が一番多くなるとありますが、単純に学業不振なのか、それとも親御さんの期待に応えられないという家族の葛藤などが潜んでいるのか、そのあたりが非常に難しい部分になってきて、それをどういうふうに外側から働きかけたり、介入していくのだろうかということが一つの大きなテーマになってこようかなと考えておりますので、そのあたりの取組などを教えていただければというのが1点です。

あわせて、先ほど来、9歳からというくくりが大きすぎるというお話があったのですが、私自身も厚生労働省の事業のSNS相談に一部協力をさせていただいて、現場にいて考えているのですが、やはり「死にたい」というつぶやきをどういうふうに見定めるかということについても、その年代の発達段階に着目をしていかないと非常に難しいなと思っております、そのあたりでまだまだ研究が必要かなと感じております。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○伊藤委員 OVAの伊藤でございます。文部科学省に2点ほど御質問です。

SOSの出し方教育に関してなのですが、通知を出されたということで非常に重要なことだと思うのですが、現在の具体的な実施状況について把握されていらっしゃいましたら教えてください。また、長野県においては、2022年までに公立中学校の実施割合100%という具体的な目標値を設定していますけれども、こういった目標値などを文部科学省で設定されているのでしょうか。

もう一点、学校で自殺が起こった場合に、クラスメイトや教師も含めてですけれども、非常に影響があるかと思えます。こういったポストベンションの仕組みであったりとか、現在の実施状況について御説明をお願いいたします。

○椿座長 よろしく申し上げます。

○文部科学省 文部科学省でございます。質問、ありがとうございます。

SOSの出し方教育の実施状況についてでございますが、基本的には、すごく大まかな調査ではあるのですけれども、公立の小中高等学校に対しまして、平成28年度末に調査をしております。内容が自殺対策基本法の第17条の3項にございます。そちらに教育または啓発を行うことという記載がございまして、そのことについて各学校でどういった資料、どういった教材をどの科目で使用して授業をしたのかという大まかなアンケートを実施しております。そちらが文部科学省のホームページでも公表されております。それ以降につきましては、今のところ実施状況調査というものは実施しておりません。

もう一つです。学校内で自殺が起きた場合ということで、基本的にSNSとかは関係なく、例えば緊急支援という形で、スクールカウンセラーを派遣してくれという要望が学校から教育委員会に上がりましたら、その中で教育委員会のほうで予算が足りないということであれば、文部科学省が追加で交付をするという事例も例年ございます。私が把握しているのはその程度でございます。

○伊藤委員 どうもありがとうございます。

SOS出し方教育に関しては、実施状況を把握して具体的に進めていただければと思います。ありがとうございます。

○椿座長 清水委員、よろしく申し上げます。

○清水委員 今の伊藤委員の質問に関連してですが、文部科学省がお話しされたのは「SOSの出し方に関する教育」ではなく、「自殺予防に関する教育」の調査ではないですか。平成30年に文部科学省と厚生労働省連名での通知を出しています。そもそもSOSの出し方に関する教育をなぜ推進していくかという大もとになった議論は、文部科学省が有識者会議を通じて自殺予防教育を実施していくべきだろうということで、ガイドラインも出して取組を推進していこうとしたところ、実際の実施状況を調査したら確か2%ぐらいだったと。

つまり、合意は自殺対策の関係者の中ではできているのだけれども、実際に授業を現場でやろうとすると保護者の同意を得る必要があって、なかなか学校の現場として保護者の同意を得られない。それが極めて高いハードルになっていて実施率は非常に低い。ほとんどできていないという現状があって、そうした中でも児童・生徒の自殺は増えていっているわけなので、その状況の中で何かできることがないだろうかという現実的な路線で思考していった先で、「SOSの出し方に関する教育」であれば「自殺」という言葉を用いるわけでもないのに、授業の実施率を高めることができるのではないかと。かつ、子どもたちに対してどういう相談機関があるか、あるいは「助けを求めてもいいのだよ」ということ

も含めて伝え、授業をする人は「いざとなったら私のところに相談に来てね」と言える立場の人がこの授業を行うことを想定しているわけです。

そうした現実的に実施の可能性が高い、かつ、子どもたちが必要としている助けを求めるスキルであったり、助けを求めてもいいのだということであったり、もちろんSOSの出し方に関する教育で全てが解決するわけではありませんが、少なくともそうしたことを伝えるために、これは実施していくべきだろうということで進められたと私は認識していますので、まさに伊藤委員からの御発言の中にもありましたけれども、私からも、「SOSの出し方に関する教育」の実施状況の全国的なものというのは把握されていないのではないかと思いますので、ぜひ今後は把握し、かつ、数値目標も掲げて、その実現に向けて、ぜひ文部科学省一丸となって、厚生労働省とも連携をしながら進めていただければと思います。

○椿座長 文部科学省、よろしいでしょうか。

まず、文部科学省。

○文部科学省 文部科学省です。

訂正をいただきありがとうございます。私も勉強不足で大変申しわけございませんでした。おっしゃるとおりでございますので、SOSの出し方教育の実施状況調査についてはこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○椿座長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、杉本委員。

○杉本委員 関連ですけれども、自殺を扱う教育というのが非常に難しいのは確かにそのとおりだと思います。その流れでいろいろなことがあったのだと思うのですけれども、命を大切にということであれば扱いやすいという流れがあって、その中で命を捨ててはいけないという安易な流れに行くことがあるのではないかとということで非常に危惧しております。実施状況の中にぜひ内容を含めるということが必要ではないかなと思います。PDCAサイクルの中で、何をやったか、どういう効果があったか、何がうまくいかなかったかも含めて検討していくということも必要ではないかなと思います。

もう一点だけ、10代前半ぐらいの自殺というのは非常に突発的で、理由がわからないということがよく言われます。けれども、私は御父兄からの亡くなられた後の御相談なのですが、後になってみれば何らかの異変があったということに気づかれている方も中にはいらっしゃるのです。ただ、児童精神科へのアクセスが非常に難しく、気がついたときには予約をとるのが首都圏でも半年待ちという状況なので、このあたりはどんな改善点を見出すことができるのか、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○椿座長 どうもありがとうございます。

今の点に関しては、厚生労働省とか、あるいは現場の医師の実態ということで御補足いただけるようなことはございますか。

データなり、いろいろな状況を見て、後日御回答いただければと思います。

いかがでしょうか。

堀井先生。

○堀井委員 いのちの電話連盟の堀井ですが、長野県のハイリスクのお話などをお聞きして、やはり子ども、家族もそうですけれども、いかに一人一人がかかわって、孤立を防ぐかというのが大事ではないかと思っているのです。

この前、自殺予防学会に出まして、自殺予防学会はもう第43回で、かなりいろいろな研究をしているので、どんどんそういう研究も含めて発展するような働きかけ、協力をしてほしいと思うのですが、30年間の自殺の発生率を調べて、日本の市町村で一番少ないのは徳島県海部町というところなのだそうです。その報告を聞いて、慶應の岡先生とか山内先生とかの報告だったのですが、つながりつつも縛らない関係というのがいいのだそうです。

隣近所の人とのうわさ話はどんどんするのだけれども、それぞれのあり方を全部認めるというか、寄附なんか集めても全然集まらない町なのだそうですが、お互いに関心を持っているいろいろなことを知ろうとはするけれども、それ以上の要求をしない、それぞれのあり方を認めているような人間関係の町なのだそうです。つまり、お年寄りが減りつつあり、一人一人がそういう関係を持ちつつあると思うのですが、私は子どもに対してもそういう関係を持っていく必要があると思うのです。

それをいかに持っていくかというのが非常に難しいと思うのですが、ハイリスクと決めてしまうと逆にターゲットが絞られてしまって、落ちこぼれが出てくる可能性があるのではないかと。そういう見方も必要だと。命が大事であるとか、生きるのが楽しいとか、かかわっていたら楽しいとか、友達といると楽しいとかかわりをいかに持てるかということも忘れずにしてほしいと思うのです。長野はハイリスクを考えながらも、そういうカバーをされているのでしょうかということをお聞きしたい。

それから、私は精神科医でもありますけれども閉じこもりとか孤立とか、あるいは子どもがやはり問題だと思うので、それをいかに防ぐかというのにどうかかわるか。ある程度強制的に入っていく必要も私はあると思うのですけれども、孤立した方、いのちの電話風に言うと、一人でつらい、寂しい、悲しいという孤立した人にいかにかかわるかということ、学校あるいは地域全体でかかわれるようなシステムが欲しいなと思うのですが、そういうものを自殺予防対策として考えてほしいと思うのですけれども、そういう大局観を持ってやっていただきたいという思いがあるので、長野のハイリスクなどを聞いていたら部分的になってはいないか、そういう配慮もされているのですかということをお聞きして、そういう配慮もお願いしたいと思います。

○椿座長 藤木委員、何か補足することがあれば、よろしく申し上げます。

○藤木委員 ありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、ハイリスク者ということで限定して、その方だけを支援するというようになってしまうと、ほかの子どもはどうするのだという問題が生じてきます。子どもとすれば先ほど申し上げたように、SOSの出し方教育と大人への啓発活動を両輪でいわゆるポピュレーションアプローチもしっかりやりつつ、教育委員会では、例えば人間関係の構築が難しいような子どももいらっしゃるということで、子どもたちに対してソーシャルスキルトレーニングとかいろいろな教育もやっています。そういったものをミックスして、ただ単にハイリスクのアプローチだけをやっているというふうには子どもは考えていませんので、いろいろな対策を総合的に組み合わせてやらせていただきたいと考えています。

もう一つ、地域全体でかかわりを持ってという点については、先ほど申し上げた3本柱で、「生き心地の良い地域づくり」というものを私たちは目指していきまして、まだ取組は緒についたばかりですけれども、子どもたちが「生きやすいな」と思える地域づくりを、子どもたちの意見を取り入れながらつくっていきたいと考えているところです。

○椿座長 どうもありがとうございました。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 長野県の取組は、私たちライフリンクも支援にかかわらせていただいていますのでちょっと補足させていただきますけれども、まず1点目、先ほど堀井委員がひきこもりの人たちへある程度強制的に入っていく必要性もあるのではないかと御発言されたを受けとめました。私は、ひきこもりの人たちというのはある意味で言うと緊急避難的に引きこもっている部分もあるだろうと。それは学校関係であったり、あるいはどこかの人間関係であったり、そういうところにいると自分が死に追い詰められてしまいかねないという中で、緊急避難的に引きこもっているという部分も当然あるので、強制的に踏み込むというのには私は反対です。むしろそういう状況に陥った子がほかにどういう選択肢があるのか、いろいろな選択肢を提示していく。その子にその選択肢の中から自分が適当と思うものを選んでいってもらおうという支援が私は重要なのではないかと考えています。

長野県のことで言うと、これだけ包括的にハイリスクの子どもたちへの支援からポピュレーションアプローチ、あるいは地域づくりまで視野に入れた取組ができているというのは、ひとえに知事の姿勢だと思います。地域からすると何でもかんでも学校に押しつけるのではなくて、知事部局と教育委員会とがタッグを組んでここまでやっていく。一方、学校は学校で、何でもかんでも学校の中に閉じ込めるのではなく、地域と学校が連携をして、子どもたちにとってまさに子どもファーストで支援をしていくという枠組みを実現しているのは知事の力、知事のやる気です。プロジェクトチームの会合は知事が座長で、知事みずからが会議の進行役も務める。ですから、そういう姿勢を当然ながら教育委員会の人たちも見ている。あるいは庁内の幹部の人たち、関係の民間団体等も見ている。今後、そうした知事だったり市町村長に対して、どういうふうにして地域づくりとして自殺対策を進

めていってもらえるか、この働きかけをどう進めていくかというのは自殺対策の重要なポイントの一つだろうと思います。

全国キャラバンのトップセミナーということで、47都道府県の市町村長を対象としたものを回りましたが、1回回ってそれで終わりというのではなくて、これは継続的に国のほうからもぜひ積極的に都道府県知事あるいは市町村長に働きかけをしていただきたいと思います。そういうことによって、長野県のような包括的な取組が実現していく可能性が高まるのではないかと思います。

あと、子どものリスクがあったかどうかということで、里村委員から先ほど御質問がありましたけれども、リスクがあったかどうかということ、それを周りが気づいていたかどうかということ、それは気づいていなかったというケースも長野県の事例の中ではあったようです。ただ、本人の本心の中で一体何が起きていたのかというのはわからないわけなので、今回子どもの自殺危機対応チームということで立ち上げて、直接的な支援を地域の専門家の方たちと一緒に長野県はこれからやっていく。そうすると、支援を通して危機に陥っている子どもの状況がどういう状況なのか、あるいはどういう子どもが危機に陥りやすいのかということの情報把握にもなると思うので、それを子どもたちから教えてもらうという謙虚な姿勢で、支援を通じてわかってきたことを次なる対策に生かしていくという支援一体型の実態把握。これは実態把握のためにやるのではなくて、支援を通じてわかってきたことを対策に生かしていくという発想で進めていく必要があるのではないかなと思います。

あとは、チャイルド・デス・レビューです。これも今、千葉県の方で進んでいると伺っていますけれども、そうしたもののなかからわかってきたことを積極的に子どもたちの支援に生かしていく必要があるのではないかと思います。

○椿座長 どうもありがとうございました。

基本的に行政の役割、医療の役割を非常に総合的に見ていかなければいけない部分がある。

○堀井委員 誤解を解きたいのです。

○椿座長 堀井委員。

○堀井委員 強制的に入るというのはちょっと意味が違って、私は精神科医でアプローチをするときには、なじみのあることから入りますので、強制的に入るというのはDVとかあの辺のニュース、あるいは心中というところを連想してしまって、そういう危機を感じて、そう判断したらそうせざるを得ないという意味で使ったので、ちょっと誤解をしないでいただきたい。

○椿座長 おそらく、目指すところという部分に関しては両者の齟齬はないのだろうと私も思います。

本来だと、この議論をもうちょっと深めたいとは思っていたのですが、私の進行のミスで時間が非常に少なくなってしまいました。このテーマもまだ皆様方は意見がある

のだらうと思えますけれども、大変申しわけありませんが、議論をこのあたりで終了させていただいて、実はもう一つ事務局から報告事項がございます。これについてよろしくお願ひいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官 資料10でございます。ちょっとお時間も押してしまいましたので、中身を後ほどご覧いただければと思います。

先の通常国会の議員立法で、調査研究と地域への支援を行っていく法人を指定するという法律が通ったということでございます。

以上でございます。

○椿座長 申しわけありません。

今、実は事務局から御報告を受けた件に関しまして、田中委員より事前に御発言の申し出があったところです。本当に残り時間がない中で大変申しわけありませんけれども、田中委員、よろしくお願ひいたします。

○田中委員 お手元にあります2枚の「配布資料（10）新法一式について質問と意見」というところで、簡単に御説明させていただきます。

「趣旨」としてはちょっと質問したい。5項目について後でゆっくり見ていただければと思います。

1つ目の質問は、もともとが今あるJSSC、自殺総合対策推進センターが中心になって実施されてきた。ところが、資料10の1ページの新法の目的によれば、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進のために、厚生労働大臣が指定調査研究等法人を指定する。今までおやりになっていた自殺総合対策推進センターの活動が期待できないという認識に立って、この法律ができたのかなと私は考えています。そういうふうを受けとめました。

そもそも自殺総合対策推進センター（JSSC）は、もともとある自殺予防総合対策センター（CSP）が10年以上担ってきたものを評価して、それでは実施できないと。新たに組織改革されて立ち上げたものだとは私は認識しているのですが、その実績評価がどこでなされたのかということが1つ目の質問でございます。厚生労働省に後日でもいいので、そこを御回答いただければと思っております。

②の質問についてですが、指定法人を厚生労働大臣が指定するわけなのですけれども、その中でなぜ公益法人ではなく、一般社団法人や一般財団法人、一般的なかというところですか。大変理解に苦しむところです。この指定法人の業務は大変広範囲です。第5条によると、自殺の実態、自殺の防止、支援、対策の調査研究、検証成果の提供、活用、そして、地方自治体のほうにも研修、助成も行う。助成先の決定権まで持つ。また、第5条の4号と5号には、地方公共団体に助言、援助、職員の研修も行うとされていて、国にかかわって自治体の上に立つ構図となっているわけです。そしたら大変公共性、公益性の高い仕事をするということであれば、一般社団とか一般の法人ではなく、やはり公益法人や独立行政

法人組織でなければならないと私は考えていますので、このあたりをどのように厚生労働省がお考えなのかをお答えいただければと思います。

3番目について、今ある自殺総合対策推進センター（JSSC）は前の自殺予防総合対策センター（CSP）が行えなかった事業をするために立ち上げた組織なわけで、私は大変期待していた。それがまだ4年足らずだと認識しているのですけれども、それは指定法人を新たに作るのではなく、見直しを図って、このセンターの足りない部分を人材も含めて充実させて、もっと改革の成果を出すような努力をしたほうがよろしいのではないかなと思っています。ここには自殺総合対策推進センター（JSSC）解散と書いていないのですけれども、一つの大きな組織があるのにもかかわらず、新たに指定法人を指定するところをお聞きしたいということです。

第4の質問ですが、ここは非常に重要なことです。第7条には秘密保持義務が定められていて、第15条には違反への罰則もあります。12条に「国及び地方公共団体は、指定調査研究等法人に対して、調査研究等業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする」とあって、7条と15条に罰則とか秘密保持義務が定められているわけなのですけれども、調査研究がなされていくとしたら対象者がおそらく自殺者の遺族か自殺未遂者、その他、そういうところの調査研究が行われるのではないかなと思っているわけなのですが、この中には、個人情報をいろいろ集めると私は解釈しているのですけれども、この法律の中には集める情報の範囲に関する歯どめがない。名前は含まれないとか、市町村以下は特定しないという制約がなく、また、当事者の承諾が必要という規約も置かれていないということになります。

これまでも研究調査が行われてきたかと思うのですけれども、私としては、国や地方公共機関が知り得た情報の提供を指定法人が求めるのではなく、独自に承諾を得て、独自に調査研究を行うべきだと思っています。情報の提供を求められている地方公共機関や国においては、その情報の範囲も決めず、制約もないままに情報提供されるのかということをお聞きしたいと思っています。

事情聴取等の情報は、今回も警察庁の統計にも出ていますし、厚生労働省に提供されて統計などにも使われているかと思っていますけれども、これはおそらく自殺、自死が起きた後に血の出るような事情聴取、長い人は15時間、10日間呼ばれたという人もいるわけです。そういう情報をもとにしてこれが作成されていて、統計はもちろん容認していいと私は思っているのですけれども、これが幾ら指定法人とはいえ、一民間団体に提供されるというところでは非常に危機感を持っております。また、遺族ではなく未遂者の詳細な情報となれば、医療機関や精神保健福祉センターなどの情報提供がされるのかどうかということも、警察庁と医療機関、精神保健福祉センターも含めて御回答を求めたいと思っています。

私の最後の意見ですけれども、「自殺対策に役立つのだから、遺族も未遂者も個人情報を守らなくていいのだ」と、「とにかく命を救うためだったらそういう情報はいいのだ」という考えでは、法治国家においてはあり得ないと思っています。

今でも遺族の情報は実際にたくさん流れています。皆さん、ウェブサイトには事故物件サイトというのがあって、これは前の委員会でも申し上げたことがあるかと思いますがけれども、ここで追い込まれている遺族もたくさんいて、引っ越しをしたり、いろいろなことをされている人がいる。ウェブサイトに載っていますからご覧になってください。「事故物件」で検索すると出てきます。3日か4日前に亡くなった情報も出てきて、この管理人にマスコミが取材したところ、公的機関からの情報もたくさんもらっているとこの人が答えているわけです。今でさえ流れているのに、これを一般社団法人のところに指定法人とはいえ流していくということは、私は非常に危険だと思っています。遺族の情報は犯罪者でもありませんので、やはりきちんと守られるべきだと思っています。個人情報保護法は守られるべきものだと私たち遺族は思っています。このままでは遺族が警察の事情聴取には応じられない、協力できないということにもなりかねないと思っています。

あとは、今日も皆さんからたくさんの御意見がありましたけれども、多種多様で、それら全ての調査が現在できている一般社団法人、一般財団法人は、皆さん、どうでしょうか。私は日本の中で自殺総合対策推進センター（JSSC）以外にはどこにも存在しないと私は思っているのですよ。私の地域ではないのですけれども、一民間団体で指定を受けられる実績のある団体がどこにあるのかという疑問を感じています。そして、できるのであれば私は自殺総合対策推進センター（JSSC）を充実してやっていただきたい。自殺総合対策推進センター（JSSC）を指定法人とするのであれば個人情報保護法が守られていくでしょうし、それが守られなければいけないと考えています。

たくさんのいろいろな団体と連携しながら、先ほどの子どもの調査、ハイリスク者の調査も含め、いろいろな調査をやっていくべきだと思うのです。いろいろな団体とネットワークをつくって、未遂者も含めた遺族の個人情報も守りながらやっていく。そういう丁寧な対策でなければならぬと思っています。そうでないやり方をやるこの新法は重大な禍根を残すと私は思って、大変心配しております。私どもは全国の関係機関に申入書も出していこうかなと考えているところです。

ぜひ後日で結構ですので、御回答いただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。後でゆっくり読んでいただければ幸いです。ありがとうございます。

○椿座長 厚生労働省、警察庁、ごく簡単に答えられることというのはございますか。

○厚生労働省大臣官房参事官 改めまして、御相談させていただきたいと思ひます。

○椿座長 警察庁もそういう形でよろしいですか。

○警察庁 はい。

○椿座長 わかりました。それでは、本件に関しましては、後日いろいろな意見を聴取するというところで、田中委員、よろしいでしょうか。

○田中委員 はい。

○椿座長 大変申しわけありません。私のほうで、少し議論の時間管理が徹底していませんで、延びてしまいました。時間を過ぎてしまいましたし、全委員の方の意見とか、府省の中に意見を聴取できなかったところもございますけれども、本日の有識者会議はこれで終了としたいと思います。

委員及び各関係府省庁の皆様方におかれましては、御多忙の中、非常に活発に議論に御参画いただき、いろいろな提言をいただいたことを心から感謝申し上げます。

また次回もよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。